（許可記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式）

第二十七条　総合通信局長が許可記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式は、別表第十号のとおりとする。ただし、公印の押印を省略するものとする。

（許可記録の閲覧の請求）

第二十七条の二　設置者は、当該設置者に係る許可記録の閲覧を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記録して、電子申請等により総合通信局長に請求しなければならない。

一　設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　設備の種別及び設備数

三　許可の番号

四　許可の年月日

（許可事項証明書の様式）

第二十七条の三　許可事項証明書の様式は、別表第十号のとおりとする。

（許可事項証明書の交付の請求等）

第二十七条の四　設置者は、法第百条第五項において準用する法第十四条の二の規定により当該設置者に係る許可事項証明書の交付を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　設備の種別及び設備数

三　許可の番号

四　許可の年月日

2　法第百条第一項の許可の申請をする場合（書面申請等による場合に限る。）は、当該申請に併せて、前項の請求をすることができる。この場合において、前項第三号及び第四号に掲げる事項の記載は要しない。

3　前項の規定は、書面申請等により、高周波利用設備の許可に係るその他の申請等（許可記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）をする場合に準用する。

（許可記録の変更等）

第二十八条　法第百条第一項の許可を受けた者は、同条第五項において準用する法第二十一条第二項の規定により許可記録に記録した事項の変更の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　変更箇所及び変更理由

2　法第百条第五項において準用する法第二十一条第一項による許可記録の変更に係る設置者に対する通知は、第二十六条の四の規定を準用する。

3　総合通信局長は、法第百条第五項において準用する法第二十一条第一項各号に掲げる場合のほか、職権により許可記録の変更を行うことがある。この場合において、総合通信局長は、当該許可記録に係る設置者に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

［削る］

（許可状等）

第二十七条　法第百条第二項の許可を与えたときは、別表第十号で定める様式の許可状を交付する。

2　前項の許可を拒否したときは、申請者に対しその旨を理由を記載した文書をもつて通知する。

［新設］

［新設］

［新設］

（許可状の訂正）

第二十八条　法第百条第一項の許可を受けた者は、同条第五項において準用する法第二十一条の規定により許可状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2　前項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな許可状の交付による訂正を行うことがある。

3　総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により許可状の訂正を行うことがある。

4　第二十二条第五項の規定は、新たな許可状の交付を受けた場合に準用する。